

## なまはげ文化魅力発信業務委託仕様書

### 1 業務名

なまはげ文化魅力発信業務

### 2 業務の目的

本事業は、男鹿駅周辺における周遊環境整備を踏まえ、市内全域への周遊性の拡大と観光客の周遊促進・滞在時間の延伸を図るとともに、デジタルスタンプラリーの導入により利便性の向上と周遊行動の可視化を進める。さらに、なまはげを核とした地域資源の活用を通じて、市内各地への誘客促進及び観光消費の拡大並びに再訪意欲の向上を目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 履行場所

男鹿市全域

### 5 委託金額

上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 業務内容

男鹿市内全域の周遊を促すデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を当地域ならではの「体験コンテンツ」、「食」及び「観光」といった多彩な地域資源を組み込んだ企画で実施することで、参加者に親しまれるようなテーマ性のある周遊観光を実施する。また、事業を企画するための事務局業務全般を行い、事業の設計及びデジタル面での仕組みを構築するとともに、構築したシステムを的確に運営すること。

本業務において受託者は、以下の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議及び調整を行うこと。

#### (1) スタンプラリーの企画

##### ア ターゲット層

- ・なまはげに関心を有する層
- ・県内の若年層（なまはげ文化への興味及び関心を促す対象層）
- ・自家用車で旅行及び周遊する県外の50代から60代のシニア層

##### イ スタンプラリーテーマ

- ・男鹿市内においてスポットの提案が可能なものかつ参加者にとって魅力的なジャンルを設定し、周遊による観光客数の増加と消費活動を促すものとする。
- ・季節ごとのテーマ設定やイベント等に応じた複数のスタンプラリーコースを作成・運用できる仕組みを有し、年間を通じた誘客及び再訪意欲の向上を図ること。

各季節の期間設定は下記のとおりとする。

夏：8月～9月

秋：10月～11月

冬：12月～2月

- ・スポットとの調整は受注者が行うことを基本とする。

#### ウ 対象スポット数

- ・各テーマ及び年間を通じたスポット数の合計は、最大80スポットとする。

#### エ スタンプラリーの実施形式等

- ・スマートフォンを活用し、各スポット内に設置する二次元バーコードを読み込むことでスタンプを獲得するデジタルスタンプラリー形式とすること。
- ・スタンプラリーシステムは、参加者にとって使い勝手の良いものを選定すること。

#### オ チラシ、ポスター、二次元バーコード読取り用卓上ポップ等の広報物の作製。

##### ①業務の範囲

チラシ等のレイアウト、デザイン、イラストの作製、印刷等。

対象スポットの画像及び原稿は発注者がデータを提供する。その他の画像及び原稿（タイトルロゴやスタンプラリー企画そのものの紹介文など）は、受注者が作製すること。

##### ②作製物

【チラシ】 印刷部数 1,000部 (A4サイズ 両面カラー)

【ポスター】 印刷部数 100部 (A1サイズ 片面カラー)

【二次元バーコード読取り用卓上ポップ】 印刷部数 100部

(サイズは発注者と協議の上決定)

##### ③その他

上記の他、より企画周知向上に向けた作製物等の提案があれば、受注者は提案すること。

#### カ 賞品の選定、調達、発送

スタンプラリー参加者に対し、抽選により下記のとおり賞品をプレゼントする。

- ・賞品の選定及び抽選の方法は、発注者と協議の上で決定すること。
- ・賞品の調達は、受注者が行うこと。
- ・賞品の選定は、男鹿市地域内にある宿泊施設・観光施設の利用券や食事券、当地域内の農林水産物又は特産品等、地域性が感じられるものを選定し、参加意欲を喚起するものとする。
- ・全ての賞品の発送は、受注者が行うこと。賞品購入代は合計200,000円相当、総当選者70名を想定するが、最終的な総額、総当選者数及び内容は発注者との協議により決定すること。

#### キ アンケートの実施

- ・参加者の属性や感想等を把握するアンケートを実施し、集計・分析の上発注者へ提出すること。
- ・アンケート項目の設定は、発注者と協議の上で決定すること。

### (2) 広報

(1) について、本事業のターゲット層に訴求する内容及び媒体により広報を行うこと。

#### ア Web 広告

##### ①使用媒体

受注者の提案による。ただし、インスタグラムの広告は必須とする。

##### ②掲出時期

受注者の提案による。ただし、スタンプラリー開始予告及び開始時については、特に重点的に掲出すること。

##### ③効果検証

広告の表示回数や閲覧回数等の情報を収集・分析し、報告すること。その他、分析可能な情報がある場合は、受注者の提案によるものとする。

#### イ 市公式アカウントを活用した情報発信

当該事業の告知に当たり、(2)アと連動した継続的な情報発信を行うため、市公式アカウント (@ogacity\_tourism\_official) を運用し、効果的な発信を行うこと。受託者が取材・撮影した素材のみならず、発注者が提供する画像・動画等の投稿を行うことも可能とする。

- ・内容や頻度等は、発注者と協議の上で決定すること。また、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認する。
- ・インスタグラムの運用については、フォロワーや投稿内容等について、SNS 分析ツールを使用した分析・評価を行い、検証結果を定期的に報告すること。
- ・アカウントの運用は、観光課ソーシャルメディア運用方針（別紙1）を遵守すること。

ウ その他、企画を周知するために効果的な広報を提案すること。

### (3) 独自提案

上記以外で、本業務の目的に照らし、委託上限額の範囲内で、効果的と思われる企画があれば提案すること。

## 7 納入物等

### (1) 納入物

ア 6 (1) オに定める作製物（電子データ及び紙）

イ 6 (1) キに定めるアンケート結果及び6 (2) アに定める Web 広告の効果検証（電子データ及び紙）

## (2) 納入場所

ア 7 (1) に定める納入物の納入場所は下記のとおりとする。

- ・秋田県男鹿市観光文化スポーツ部観光課（秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1）

## 8 提出物

受託者は、契約締結後、業務の遂行に当たり、次に掲げる書類等を提出すること。

### (1) 事業着手時

- ①業務着手届 1部
- ②その他、市が指示するもの

### (2) 事業完了時

- ①業務完了報告書 1部
- ②その他、市が指示するもの

## 9 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ①本業務の実施責任者を配置するとともに、業務の円滑な実施のために十分な経験と技術力及び調整能力を有する者を従事させること。
- ②本業務に関する実施体制を示す書類を作成し、発注者に提出すること。
- ③業務実施の工程を組み、発注者に提出すること。また、遅滞することのないよう工程を管理し、進捗状況を随時委託者に報告すること。
- ④システムを適切に運営し、システム障害等に速やかに対応できる体制とすること。
- ⑤参加者や施設等からのご指摘・ご意見については誠実に対応し、その対応の経過を、重要度に応じて速やかに発注者に報告すること。
- ⑥トラブル発生時に適切に対応し、速やかに対応できる体制とすること。
- ⑦委託者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。

## 10 支払い条件等

委託業務を完了し、全ての業務が完了したことを確認後、本事業に係る経費を支払うものとする。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、男鹿市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

### (2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいすることがあってはならない。

(3) 再委託の禁止

- ①本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。
- ②本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、業務先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 契約不適合責任

本業務の完成検査後1年以内に仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、受託者が無償で是正措置を行うこと。

(5) 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

1.2 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、委託者と協議して決定すること。
- (4) 本業務の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項については、別途交付した「なまはげ文化魅力発信業務委託プロポーザル実施要領」の規定を準用する。